

た人々、もしくは歸化した人々とかの知識によつて、唐制をうつして考案された改新にすぎないのであります。ただその間にも、日本國民の間に通じて行きわたつてゐる信念、即ち天神地祇に對する信仰は忘れず、官制においても政事の官と共に神祇官という職掌が設けられたような特色が認められます。この神祇官の地位はあまり高いものではありませんが、ともかく、かかる官が設けられたということは、日本固有の思想を取り入れたものと考えなければならぬのであります。しかし全般的に考えて見ますと、大化の新制は唐の制度の模倣にほかならぬと見なければなりません。當時は神武天皇以來千三百年とは申しますものの、實はまだ六、七百年そこそこにすぎない時代でありまして、まだ大して發達した文化は認められない頃であり、いわゆる國體觀念にしても、なおしつかりと固まつてはいなかつたと思われまゝ。さればこそ、天皇の弑逆も行われ、蘇我氏一族の中には、或は王と稱したり、居所を宮と稱するものもあり、これに加擔するものも少くなかつたのであります。かかる時代に、中央政府の權力を固め、法治國統一政權の實を擧げようとしたのでありますから、そのために、既に長い間の試鍊を経て作り上げられた唐の制度を目前に見ては、これを批判するとか、従つて大して變革するとかいう餘裕はなく、まずそれを模倣する姿勢に進んだのは當然の行き方と見なければならぬと思ひます。そこで、土地人民の重要問題を始め、いわゆる大化の改新を一舉に施行しようとしたのでありますが、もとより當時の國家社會の實情に副わないところが多く、従つて實施が困難でありましたので、その後次々と何度も何度も改正また改正し、遂に文武天皇の時に（七〇一年）大寶律令ができ上ることになつたのであります。すなわち大寶律令は、大化改新以來、幾たびか改正を加えて、ようやく、當時の事情に適するように改定せられた制度であります。それでもなお、子供が大人の着物を着